

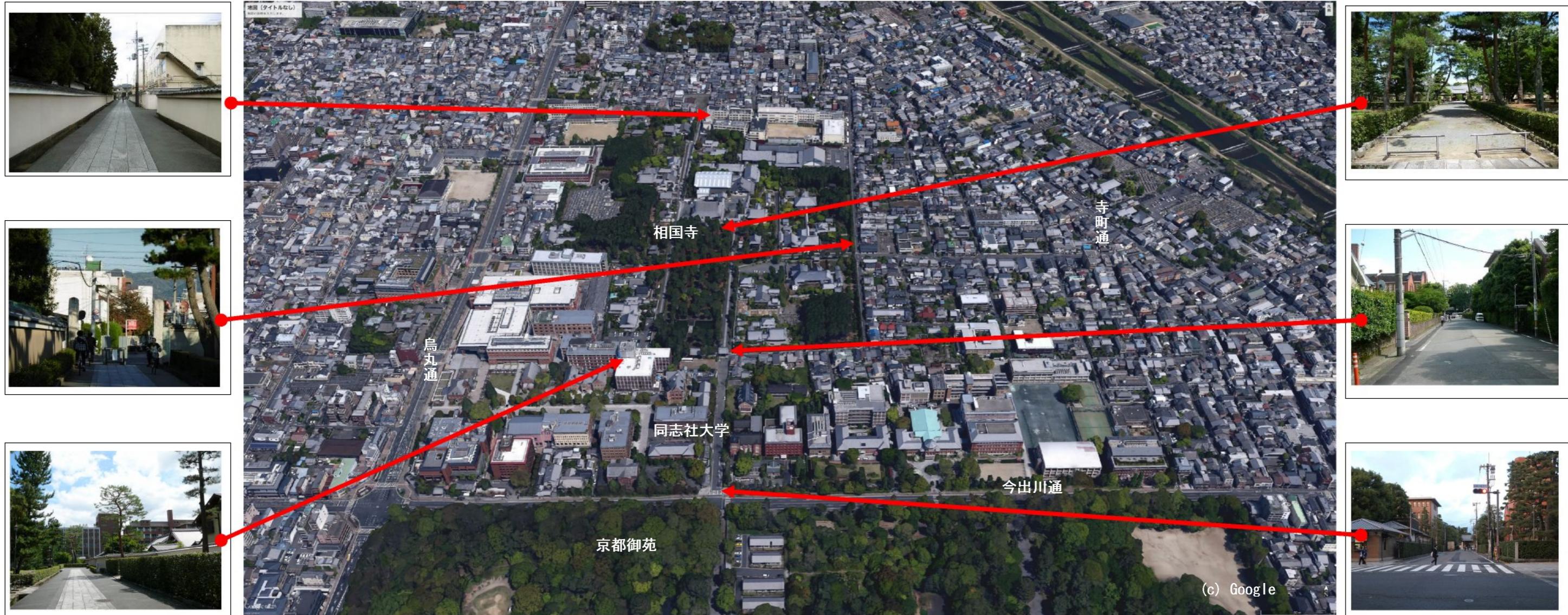
相国寺エリア

■資料構成

- (1) 表紙
- (2) 航空写真
- (3) エリアの概況
- (4) 用途地域・高度地区の指定の状況
- (5) 景観地区・風致地区の指定の状況
- (6) 眺望景観保全地域の指定の状況
- (7) 1 相国寺の境内の眺め
- (8) 2 相国寺の周辺

-----	相国寺- 1
-----	相国寺- 2
-----	相国寺- 3
-----	相国寺- 4
-----	相国寺- 5
-----	相国寺- 6
-----	相国寺- 7
-----	相国寺- 8





■エリアの景観形成の方針(「京都市景観計画(H27年12月)」より)

相国寺風致地区

- ・相国寺の境内、参道及び京都御所の緑と一体をなす市街地の貴重な緑地空間、東山連峰への眺望、境内地と学校施設により構成される落ち着きのある環境の保全を図る。

旧市街地型美観地区 御所周辺

- ・緑豊かな御所の周囲を取り囲む地域から構成される。旧市街地景観を色濃く残し、近代建築物や寺院の堂宇が景観に重厚さを与えており、この地域の各所から、御所や相国寺の豊かな緑を垣間見ることができる。こうした景観特性の継承を図る。

歴史遺産型美観地区 一般地区 御所

- ・御所の緑が景観上重要な構成要素となっており、御所を取り囲む通りの沿道の敷地には、格調ある建築物と手入れの行き届いた植栽が施され、まとまりのある景観を形成しており、御所の緑と呼応して良好な景観を形成している。こうした景観特性の継承を図る。

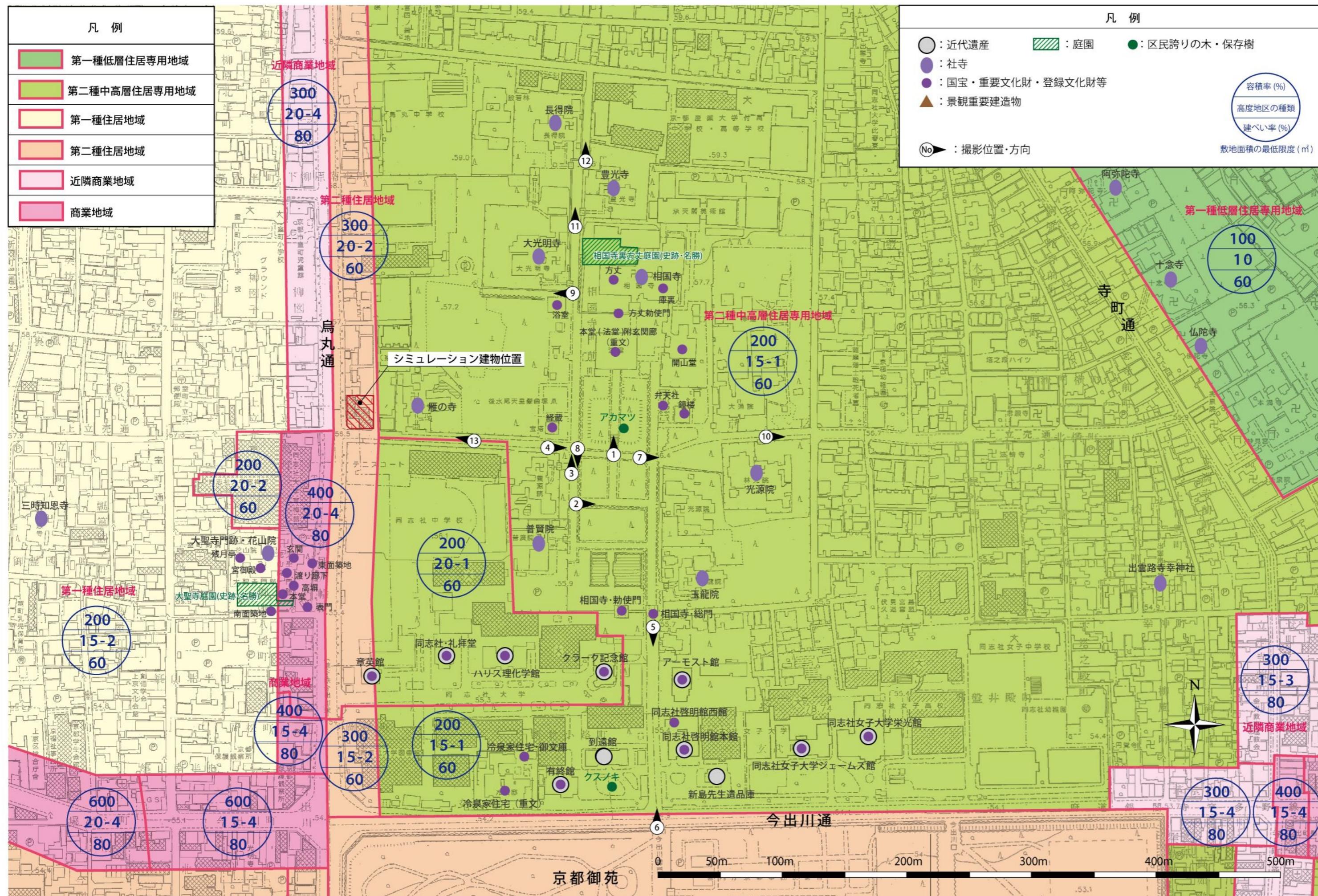
沿道型美観形成地区 幹線地区 その他沿道

- ・歴史的市街地内の美観地区等に隣接する沿道は、周囲の良好な景観を分断する事がないよう、沿道の町並みの連続性と調和に配慮し、良好な景観を創出する。

名称：相国寺エリア

用途地域・高度地区の指定の状況

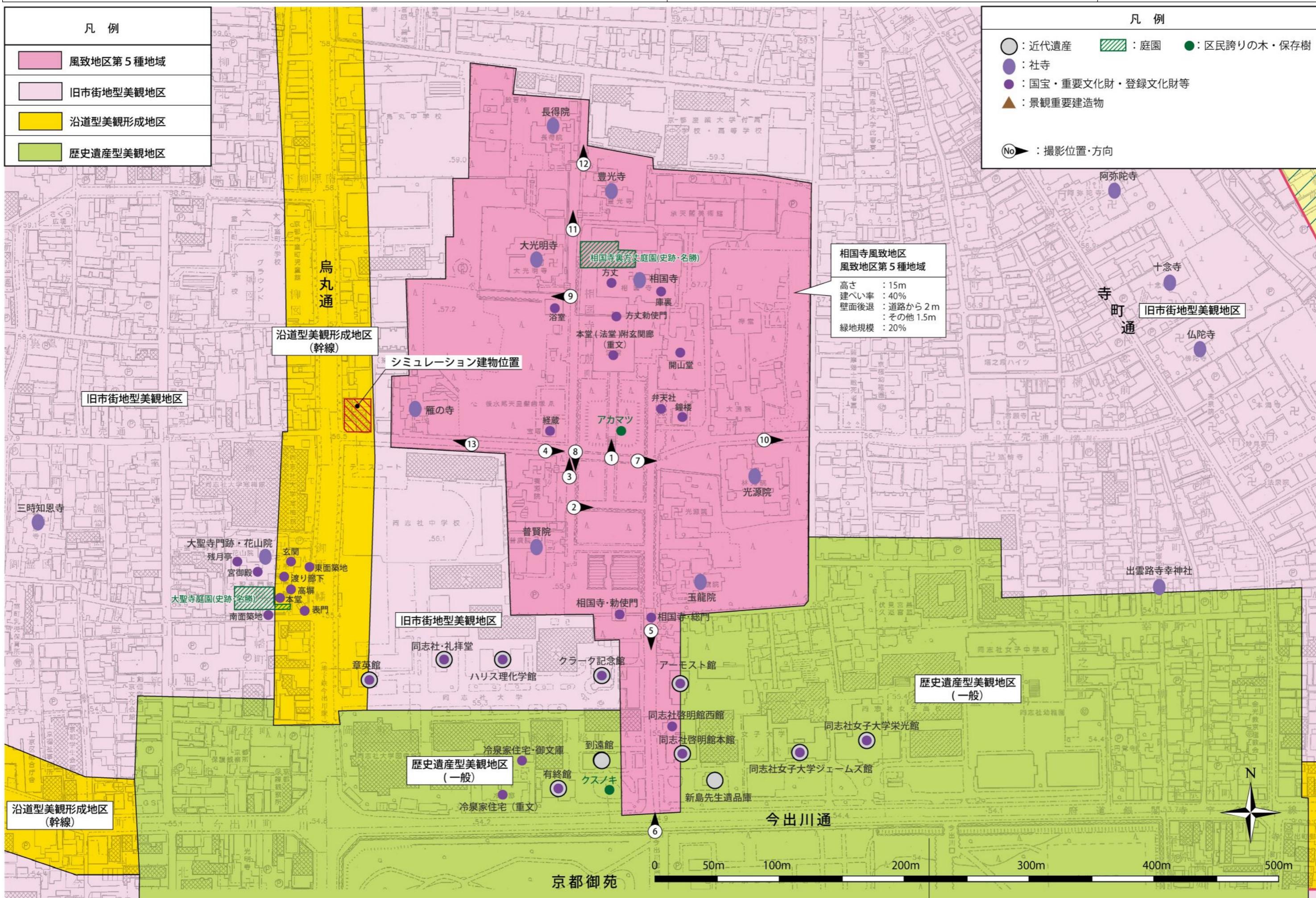
写真撮影位置



名称：相国寺エリア

景観地区・風致地区の指定の状況

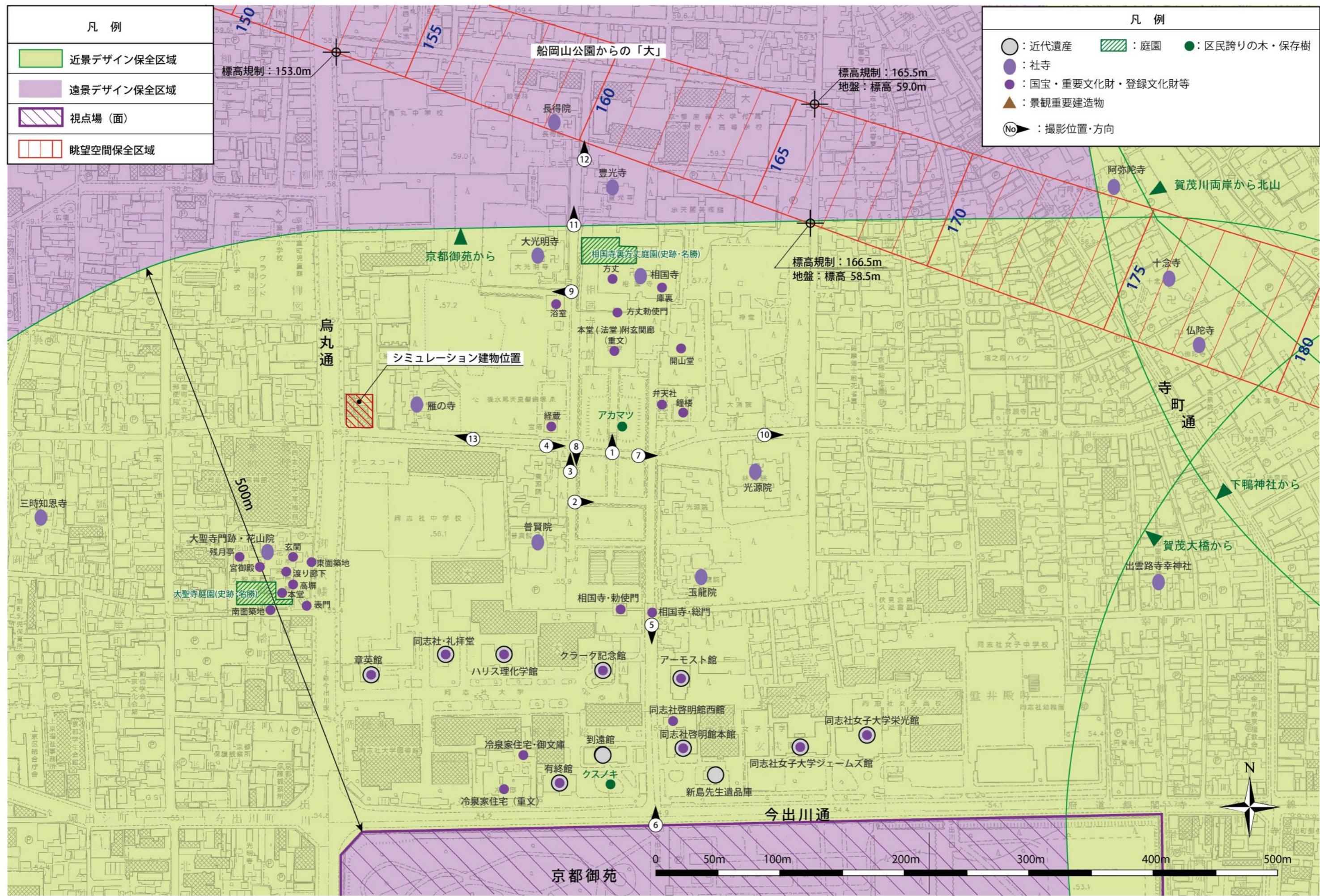
写真撮影位置



名称：相国寺エリア

眺望景観保全地域の指定の状況

写真撮影位置



1 相国寺の境内の眺め

【相国寺エリア】

① 現状



写真① 相国寺本堂（法堂）(国指定重要文化財)



写真② 境内地内（東向き）



写真③ 境内地内（北向き）
遠方には北山が見える。



写真④ 境内地内 東向き
経藏（府指定有形文化財）とアカマツ林



写真⑤ 参道（総門から南向き）



写真⑥ 参道（今出川通から北向き）

② 景観規制など適用制度の概要

<文化財>

本堂（法堂）：重要文化財（建造物）

方丈や庫裏など10棟：京都府指定文化財（建造物）

裏方丈庭園：京都市指定文化財（名勝）

<区民誇りの木>

相国寺 アカマツ

「1788年の天明大火で焼失した三門と仏殿の跡地にできた林です。アカマツは裸地となった所に最初に根付く性質があります。広いアカマツ林は、相国寺境内の一大景観であるとともに、大都市内のアカマツ林としては貴重な存在でもあります。」（冊子「区民誇りの木 上京区より」）

※ 区民誇りの木

平成11～12年度にかけて次世代に伝えていきたい地域の古木、名木などを各区民の皆様から御推薦いただき、区民の代表者と専門家からなる委員会において審議を行い、872件の樹木を選定。所有者に対する義務や助成制度はない。

<高度地区>

相国寺の境内は、15m高度地区を指定。

<風致地区>

相国寺風致地区－第5種地域

・主な規制内容

建築物の高さ：15m以下、建ぺい率：40%以下、外壁等の後退距離：道路側2m その他1.5m
緑地の規模：20%以上

建築物の形態・意匠：屋根や軒、外壁等について、形状や材料等を細かく規定

・風致地区指定の目的と経過

昭和6年に、京都御苑の周辺の調和を保つため、京都御所、相国寺及びその周辺を指定したが、昭和47年及び平成8年に、美観地区の指定及び拡大に伴い、区域を変更した。

2 相国寺の周辺

【相国寺エリア】

① 現状



写真⑦ 塔頭寺院と東山の眺望（東向き）



写真⑧ 大学の建物（南向き）



写真⑨ 境内地の樹木（西向き）



写真⑩ 境内東側の出口



写真⑪ 境内に隣接する建物（北向き）



写真⑫ 境内に隣接する建物（北向き）

② 景観規制など適用制度の概要

<景観地区>

- ① 歴史遺産型美観地区（一般） 京都御苑を中心に今出川通沿道等に指定
主に市街地にある世界遺産等の歴史的資産及びその周辺から構成され、世界遺産等の歴史的資産や伝統的な町並み景観との調和をおく地区。
- ② 旧市街地型美観地区 相国寺の境内地の北側、東側、西側に指定
京町家を残す趣のある旧市街地にありながら、現代の都市活動が展開している地区において、和風を基調とした町並みを尊重しつつ、現代建築物が共存する景観を形成することを基本とする地区。
- ③ 沿道型美観形成地区 烏丸通沿道に指定
歴史的市街地内にあるが、土地利用上、中高層建築物が多く、京都にふさわしい新たなデザイン建築物を誘導することにより、良好な沿道の町並み景観の形成を図る地区。

- ・デザインに関する基準は、歴史遺産型美観地区（一般）、旧市街地型美観地区、沿道型美観形成地区の順に緩やかになる。
- ・景観地区では、道路等の「公共の用に供する空地」に面して室外機等の設備機器を設ける場合の景観配慮を求めているが、寺社の境内地は、「公共の用に供する空地」として扱っていない。
なお、風致地区でも公共用空地の扱いは同様である。

<高度地区>

相国寺の北側、東側、南東側は15mに、西側及び南西側の烏丸通沿道等は20mに高度地区を指定。



写真⑬ 境内西側の出口 現況



写真⑭ 烏丸通沿道に20mの建物が建った場合のシミュレーション

<眺望空間創生条例に基づく近景デザイン保全区域（京都御苑）>

- ・京都御苑の境内からの眺めを「視対象」に、京都御苑の敷地を「視点場」に指定し、視点場から500mの範囲を近景デザイン保全区域に指定。
- ・「建築物等は、京都御苑の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。」とし、「建築物の屋根は、勾配屋根とすること。」「塔屋を設けないこと。」「建築物等の各部は、御苑内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとすること。」等の基準がある。

③ 具体の方策案

- ・眺望景観創生条例を活用し、相国寺の「境内の眺め」の創生（保全及び創出）を図るための近景デザイン保全区域を指定する。